

人 第 1 0 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

各部長・各課（かい）長 様

松江市新型コロナウイルス感染症対策本部長
松 浦 正 敬
（総務部人事課・職員厚生課）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
各職場・職員の対応方針について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染者が本市において確認されたことに伴い、今後の各職場・職員の対応方針については、当面の間、下記のとおりとします。

職員の感染を防止するとともに、市民への感染拡大防止及び市民サービスの維持継続に向けて、全庁を挙げた対応となりますので、所属職員への十分な説明と周知徹底をお願いします。

記

1. 職員のマスク着用について

職員のマスク着用については、3月末から来庁者の多い25職場においてマスク着用としていたが、4月13日（月）から、全ての職場において全職員の着用をお願いします。

なお、前記の25職場については、以前に配布済のマスクを着用し、それ以外の職場については、職員個人が保有するマスクを使用するものとする。

マスク不足の中ではあるが、本人によるマスク製作も含めて、各職員の理解・協力をお願いします（別添資料参照）。

2. 職員の健康管理等について

①検温等による健康管理、手洗い等の励行

市民等と日々接する立場の者として、職員個人が各自の健康管理に努めるとともに、定期的な検温等により、症状の早期発見に努めること。

引き続き、手洗い・うがい・咳エチケット等の励行に努めること。

②県外等への往来の自粛

県外等への不要不急の往来については、自粛するとともに、本感染症に関する県内・国内の最新情報を注視すること。

③各職場での対策

各職場において、執務時間中の定期的な換気・消毒等により、感染防止に努めること。

人 第 1 6 号
令和2年4月13日

各部長・各課（かい）長 様

松江市新型コロナウイルス感染症対策本部長
松 浦 正 敬
(総務部人事課)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る
各職場・職員の対応方針について（その2）（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る各職場・職員の対応方針については、令和2年4月10日付け人第10号で通知していますが、下記の事項を追加し、徹底を図ることとしましたので、所属職員への説明を行い、万全を期していただくようお願いします。

記

- 1、 職員及び同居の家族のPCR検査等に関すること
 - ① 職員がPCR検査を受ける際の連絡等
PCR検査を受ける職員は所属長に連絡すること。
 - ② 検査結果の所属長への報告
PCR検査の結果が判明した際には、職員は検査結果を所属長に報告すること。
 - ③ 職員の同居の家族が感染症に罹患した場合の所属長への報告
該当職員は所属長へ速やかに報告し、濃厚接触者である場合は自宅待機とすること。
 - ④ 行動履歴の管理
新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、行動履歴を明確にしなければならないことから、普段から行動履歴を説明できるようにしておくこと。
- 2、 平日及び休日の外出・会合に関すること
不要不急の外出、夜間の会合への出席を自粛すること。
- 3、 職員の研修に関すること
職員研修については、令和2年3月17日付け人第574号で3月及び4月に実施するものを延期または中止としたが、この取り扱いを当面の間継続することとする。